

水道料金の改定について(中間報告)

東大阪市上下水道局
(水道総務部水道経営室企画課)

令和6年9月

料金改定について

料金改定時期

- 令和7年10月(令和7年度以降の収支黒字確保を図る)

料金改定内容

※1ヵ月あたり・税込

用途	家事用				業務用	公共用	事業用
使用水量イメージ	7m ³ /月まで	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	20m ³ /月	150m ³ /月	150m ³ /月
現行料金	668円/月	992円/月	2,598円/月	4,886円/月	4,325円/月	47,951円/月	53,068円/月
改定後	925円/月	1,354円/月	3,301円/月	5,919円/月	5,502円/月	58,679円/月	65,222円/月
差額	+257円/月	+362円/月	+703円/月	+1,033円/月	+1,177円/月	+10,728円/月	+12,154円/月
1m ³ (1000ℓ)あたり	+37円/m ³ ・月増額	+36円/m ³ ・月増額	+35円/m ³ ・月増額	+34円/m ³ ・月増額	+59円/m ³ ・月増額	+72円/m ³ ・月増額	+81円/m ³ ・月増額

➤ 改定率:約28%(平均)

改定後の料金表案(1ヵ月あたり・税抜)

令和7年10月に料金改定を実施する場合の料金表案は、下記のとおり

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逦増型

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
家事用	7m ³	841円 (+233円)	8~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31m ³ ~			
			130円 (+32円)	177円 (+31円)	238円 (+30円)	276円 (+29円)			
業務用	10m ³	2,022円 (+560円)	11m ³ ~						
			298円 (+51円)						
公共用	30m ³	6,185円 (+1,713円)	31m ³ ~						
			393円 (+67円)						
事業用	30m ³	9,133円 (+2,529円)	31m ³ ~						
			418円 (+71円)						
臨時用	10m ³	6,719円 (+1,861円)	11m ³ ~						
			699円 (+119円)						
浴場用	500m ³	31,000円	501m ³ ~600m ³	601m ³ ~2,000m ³	2,001m ³ ~3,000m ³	3,001m ³ ~4,000m ³	4,001m ³ ~5,000m ³	5,001m ³ ~6,000m ³	6,001m ³ ~
			62円	102円	104円	113円	123円	189円	247円

財政シミュレーションの見直しについて

令和6年3月の東大阪市議会において、大阪広域水道企業団との統合に関する議案を提案。

議案は否決されたため、令和7年度以降も東大阪市単独で運営することになった。

東大阪市単独で運営することに伴い、財政シミュレーションについて見直しが必要

諮問 水道料金の改定について【令和6年8月9日】

※次頁以降に検討概要を記載

- | | | | |
|-------------------------|------------|----------------|--------|
| ・主な条件設定(財政目標・施設整備計画) | … p.4～p.6 | ・料金改定率について | … p.12 |
| ・料金改定を行わない場合の収支見通し | … p.7 | ・これまでの水道料金改定状況 | … p.13 |
| ・見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較 | … p.8～p.11 | ・当面のスケジュール(予定) | … p.14 |

主な条件設定(財政目標)

	見直し前 (企業団統合案)	見直し後 (市単独経営)	【参考】
	大阪広域水道企業団 統合案	ひがしおおさか 水道ビジョン2030	ひがしおおさか 水道ビジョン2030
料金回収率	料金改定後 3年間100%以上を 維持	料金改定後 100%以上を維持	料金改定後 100%以上を維持
資金残高	給水収益の 3ヵ月分以上確保	給水収益の 6ヵ月分以上確保	給水収益の 6ヵ月分以上確保
企業債残高対給水収 益比率	---	350%以下	350%以下
収益的収支(単年度)	黒字確保	---	---

その他 条件

- ・ R6予算値を基本に直近実績を反映して推計
- ・ 水需要予測について、水道ビジョンの予測値を反映(ただし、R6は予算値)

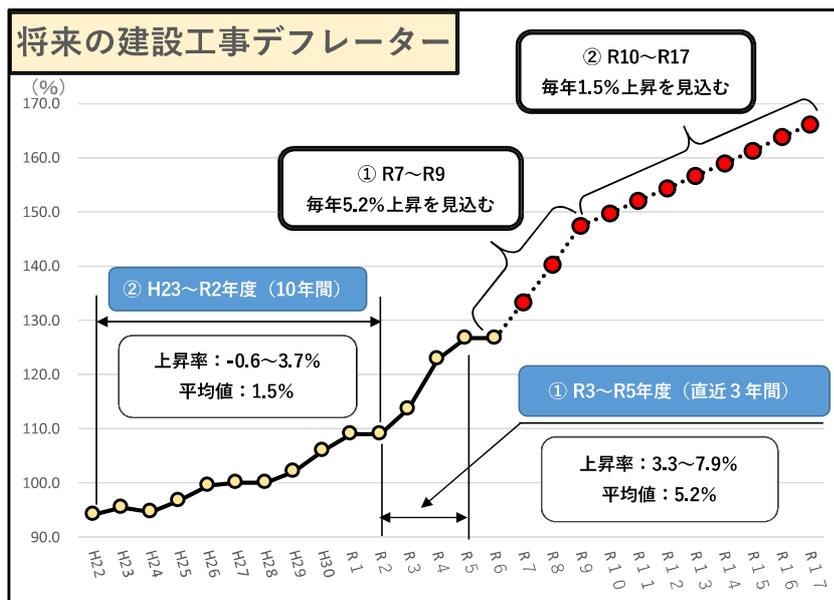
主な条件設定(施設整備計画)

	見直し前 (企業団統合案)	見直し後 (市単独経営)
施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の最適配置を実施する 集中監視設備の集約(東大阪市・八尾市)を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の最適配置を実施する 集中監視設備の集約(東大阪市・八尾市)は実施しない
補助金	約73.1億円 (広域化補助金等)	約2.2億円 (耐震化補助金)
企業債 支払利息	R5~R8:0.7%、R9:1.05%、 R10:1.45%、R11:1.75%、 R12以降:1.85%年賦で算出	R6以降 2%年賦で算出
建設工事デフ レーターによる 補正(資材費・ 労務単価の上 昇を反映)	【R7~R17までの施設整備事業費】 <ul style="list-style-type: none"> 水走配水場更新 : 約141億円 新水道庁舎整備 : 約28億円 管路更新 : 約314億円 その他施設更新 : 約47億円 (合計: 約530億円)	【R7~R17までの施設整備事業費】 <ul style="list-style-type: none"> 水走配水場更新 : 約196億円 新水道庁舎整備 : 約29億円 管路更新 : 約342億円 その他施設更新※ : 約62億円 (合計: 約629億円)

※配水池改修及び設備(電気・機械・計装)更新

主な条件設定(施設整備計画)

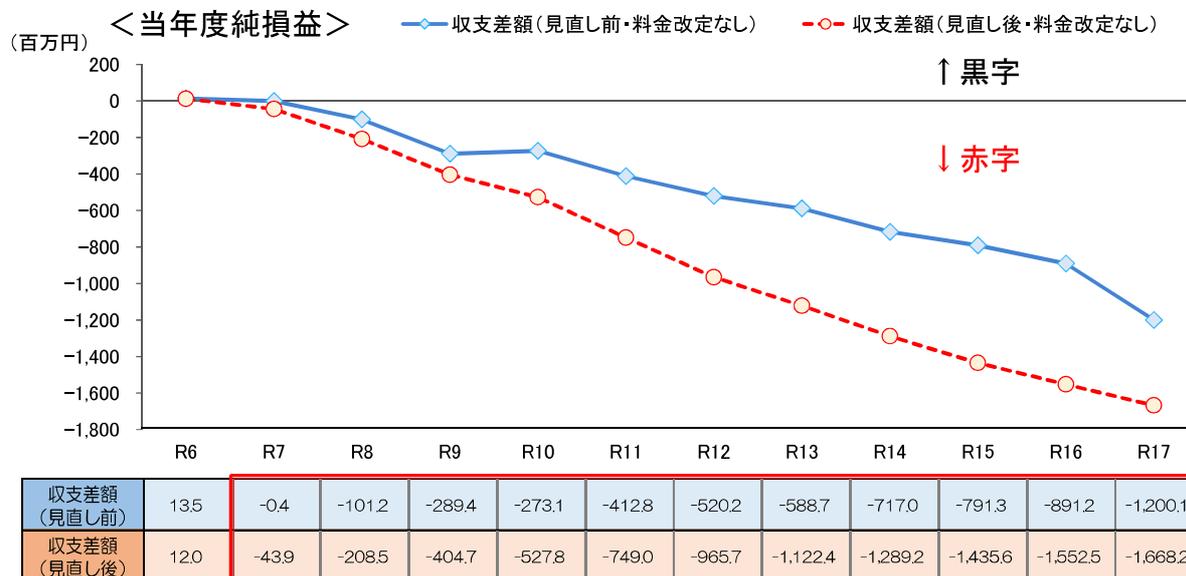
[参考]将来の建設工事デフレーターについて



- ☆R7~R9の事業費には毎年5.2%の上昇を見込む(R3~R5の平均値)
 - ☆R10~R17の事業費には毎年1.5%の上昇を見込む(H23~R2の平均値)
 - ☆R7~R17の管路更新事業費は、約31.1億円/年[税込]を見込む(前年度比1.0)
- 水走配水場・その他施設更新

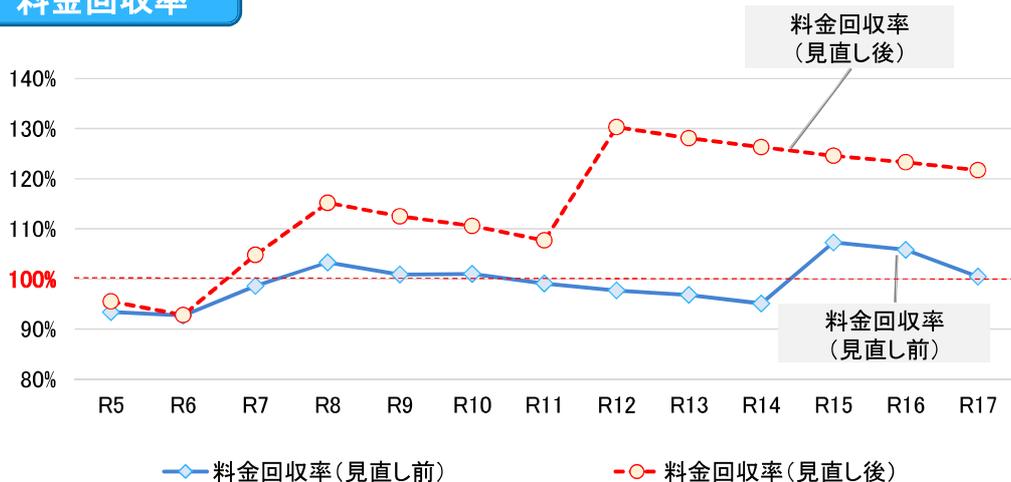
料金改定を行わない場合の収支見通し

前述の条件設定により令和6年度予算値等を反映した結果、**料金改定を行わなかった場合における収益的収支が赤字になるタイミングは、令和7年度であった。**



見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較

料金回収率



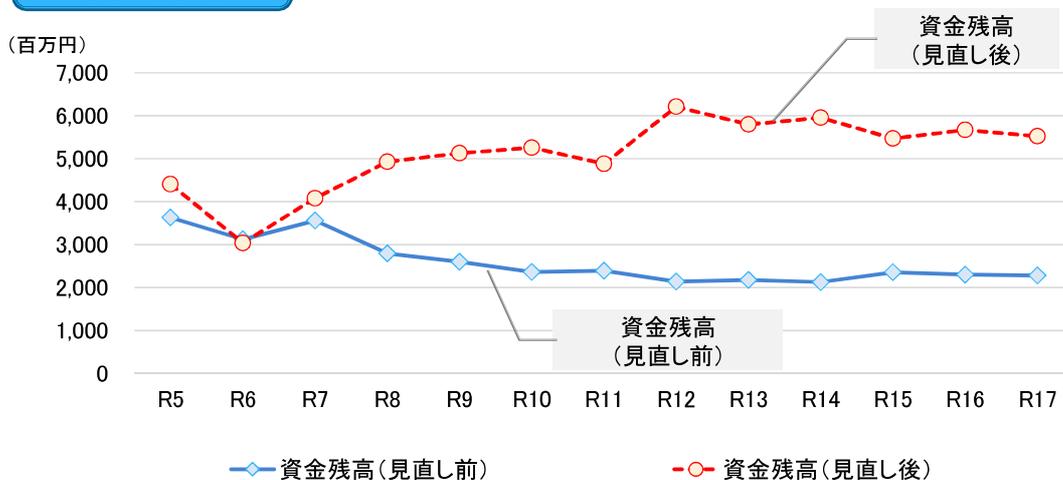
✓【見直し前】料金改定後3年間100%以上を維持

⇒【見直し後】料金改定後100%以上を維持

※令和12年度に次期料金改定を想定

見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較

資金残高



- ✓ 資金残高は、見直し前に比べ、見直し後の方が増加している
- ✓ 【見直し前】給水収益の3ヵ月分以上確保
⇒【見直し後】給水収益の6ヵ月分以上確保

※令和12年度に次期料金改定を想定

見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較

企業債残高対給水収益比率

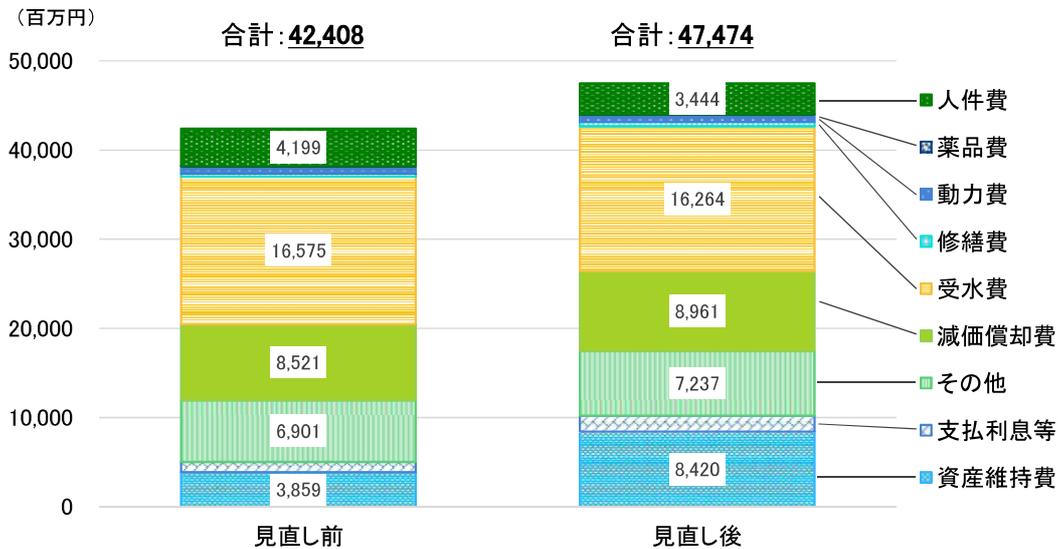


- ✓ R12以降の見直し後は、見直し前に比べ減少している
- ✓ 【見直し前】企業債残高対給水収益比率: 設定なし
⇒【見直し後】350%以下

※令和12年度に次期料金改定を想定

見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》



- ✓ 総括原価の内訳を算定した結果、見直し後、事業費の増加に伴う資金を確保するため、資産維持費が増加した

料金改定率について

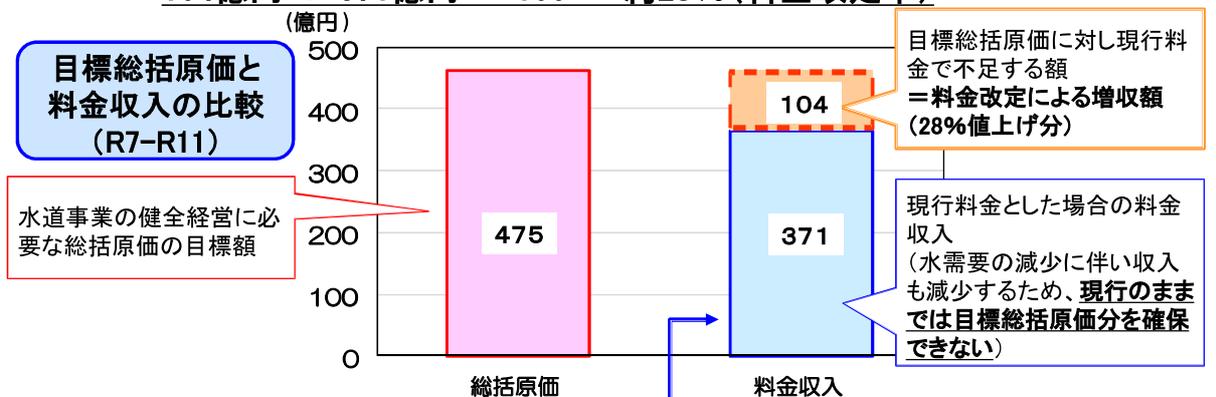
目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

R7～R11の総括原価(目標額):475億円

= 現行料金の場合のR7～R11収入:371億円

+ 不足分(料金改定分で確保すべきR7～R11収入):104億円

⇒ $104\text{億円} \div 371\text{億円} \times 100 = \text{約}28\%(\text{料金改定率})$



現行料金とした場合の料金収入内訳 (R7-R11)

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
有収水量 (千m ³ /年)	49,142	48,558	48,116	47,423	46,870	240,108
給水収益 (百万円/年)	7,591	7,501	7,433	7,325	7,240	37,090

水需要の減少に伴い収入が減少

※給水収益=有収水量×平均供給単価 (R5実績値:154.5円/m³)

これまでの水道料金の改定状況

本市の料金改定は平成23年が最後となっており、平成13年以降の約20年間は値上げを行っていない。

改定年月日	改定率	要因
昭和47年(1972年)4月	40.10%	昭和40年度受水単価値上げ
昭和51年(1976年)7月	71.00%	昭和48～50年度受水単価値上げ
昭和53年(1978年)4月	16.58%	昭和51～52年度受水単価値上げ
昭和59年(1984年)5月	39.81%	昭和53年度受水単価値上げ
昭和60年(1985年)4月	8.03%	昭和59年度受水単価値上げ
平成6年(1994年)10月	21.83%	平成5年度受水単価値上げ
平成13年(2001年)10月	10.79%	平成12年度受水単価値上げ
平成23年(2011年)3月	△5.69%	平成22年度受水単価値下げ

※料金改定の要因はすべて受水単価の変動によるもの

当面のスケジュール(予定)

料金改定に係る当面のスケジュールは、下記のとおり

時期	内容
令和6年9月～	<ul style="list-style-type: none">議会への説明市民への説明
令和6年11月	<ul style="list-style-type: none">上下水道事業経営審議会 ➤ その後、答申を経て条例改正案の提案
令和7年10月	<ul style="list-style-type: none">料金改定